

# 瀬戸内町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和5年10月18日(水)10時から11時40分

2.開催場所 瀬戸内町役場4階委員会室

3.出席委員 (10人)

会長	6番	吉見 洋和
会長職務代理者	10番	永井 利一
	1番	里山 明子
	2番	久原 美樹
	3番	峯 俊一郎
	5番	加藤 清満
	7番	森 正三郎
	8番	碩 悟
	9番	岡野 正郎
	11番	川島 博

4.欠席委員 (0人)

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第25号 農用地区域の用途区分の変更について

議案第26号 農地法第3条の規定による許可について

議案第27号 農地法第5条の規定による許可について

議案第28号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

議案第29号 瀬戸内町農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について

第4 協議会

(1) 行事予定について

(2) その他

6.農業委員会事務局職員

局長 永井健一郎

次長 川畑 金徳

主事 堀江 美彩

会計年度任用職員 大黒 佐江子

7.会議の概要

事務局	<p>おはようございます。それでは定刻となりましたので、ただいまから第10回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の委員の出席状況でございますが、出席委員は9名で、定足数に達しており、本日の総会は成立していることを御報告いたします。それでは吉見会長に挨拶をお願いします。</p>
議長	【挨拶】
事務局	<p>ありがとうございました。それではこれより議事に入ります。瀬戸内町農業委員会会議規則第6条に基づきまして、吉見会長に議長をお願いします。</p>
議長	<p>これより会議を開きます。日程1、議事録署名委員の指名を行います。議席番号9番、岡野委員、議席番号10番、永井委員の2名を指名したいと思います。</p> <p>次に日程2、会期の決定について。会期を本日の1日間といたします。</p> <p>次に日程3、議案25号、農用地区域の用途区分の変更についてを議題とし、調査員から説明を求めます。永井委員。</p>
10番委員	おはようございます。はい、10番です。えっとその前にここは？
事務局	後で説明します。
10番委員	これしてから？
事務局	一応報告してから。
10番委員	<p>議案第25号、農業振興地域（農用地区域）からの除外に係る意見について、調査員は吉見委員と私です。えっとこれは10月5日ですかね、全員視察した場所です。</p> <p>No.1 土地の表示</p> <p>大島郡瀬戸内町大字阿室釜字神田 527 番イ、田、1,014 m<sup>2</sup></p> <p>同じく 529 番、田、92 m<sup>2</sup></p> <p>同じく 530 番、田、125 m<sup>2</sup></p> <p>同じく 531 番、田、509 m<sup>2</sup></p> <p>同じく 534 番、畑、429 m<sup>2</sup></p> <p>同じく 536 番、畑、218 m<sup>2</sup></p> <p>同じく 538 番、畑、337 m<sup>2</sup> 合計 7 筆で 2,724 m<sup>2</sup>です。</p> <p>申請人は奄美市名瀬〇〇〇〇（株）〇〇〇〇</p> <p>代表 〇〇〇〇さんです。</p> <p>除外の理由：観光農園の側面を持ったキャンプ場として利用するため要件別検討結果ですね、5項目ありますのでお目通しお願いいたします。以上です。</p>
事務局	調査報告が終わりました。それではこれより質疑に入ります。質疑の前に担当者から参っております。説明をお願いします。
担当者	【説明】
	<p>質疑を行います。今の説明に対してでも結構です。質疑がある方いらっしゃいますか？</p>
8番委員	はい。
議長	碩委員。
8番委員	〇〇〇〇の方にお伺いいたします。検討した他の地域、検討しましたがありませんでしたとなっておりますけど他に検討した地域はどこになりますか？

担当者	検討した地域は白浜に着く手前の原野、同じく〇〇さんの土地だったんですけど、その方は所在不明で交渉ができなかったため、親類になる〇〇〇〇さんを探して今回の土地になりました。
8 番委員	どこですか？この白浜地区の場所でどこらへんになるんですかね？
担当者	白浜より手前の離れ小島がある付近になります。
8 番委員	先っちょにちょっとした島があるところですかね？
担当者	そうです。
8 番委員	あとは他にはないですか？
担当者	他には瀬戸内町全域で言ったら嘉鉄集落を検討しております。
8 番委員	嘉鉄集落のどこになりますかね？
担当者	嘉鉄集落の入口ですね。
8 番委員	そこ嘉鉄集落の農用地区域外になるのかな？
担当者	そこは阿鉄出身の〇〇さんの土地になっております。
9 番委員	入口の下手辺りですか？
担当者	入口の三角じゃなくて海側の方です。
9 番委員	海側ね。
8 番委員	そこは区域外？区域外になります？
担当者	ちょっと調べないと。
8 番委員	区域外？
事務局	代替が農振入ってて基盤整備済予定のところみんな農用地になっていますので、ちょっと確認しないと分かりません。
8 番委員	あとその2か所だけですか？
担当者	瀬戸内町はそうですね。
8 番委員	あと他は？
担当者	あとは住用の内海公園の隣接した土地と今現在、龍郷町の戸口に実際作っております。
8 番委員	あの内海のところにはキャンプ場があるわけで。
担当者	はい、その対岸ですね。
8 番委員	分かりました。では要するに、ここも入れて合計4か所？
担当者	そうですね。あと笠利とかも。奄美全域で宿泊できるような施設を計画しております。瀬戸内町は嘉鉄と白浜の2か所になります。
8 番委員	じゃあ分かりました。その4か所のうちにね。
担当者	はい。
8 番委員	ここをその選定した特別な理由で言うのはありますか？
担当者	第1条件に海が見える、海に隣接しているを土地を...
8 番委員	いやそれは海はみんな見えるじゃない。海はみんな見えるでしょ。他の場所も。
担当者	隣接している...
8 番委員	他の場所は隣接していないんですか？
担当者	他の場所と言いますと？
8 番委員	その選定した場所。
担当者	他の場所も同時に作っていく計画なんですけど。

8 番委員	同時に作るて意味が分かんないんですけど、そこも 4 か所ともやりますよと話？
担当者	そうですね。
8 番委員	それだったら、これはまだこの場所はね。
担当者	はい。
8 番委員	ここだけじゃないという話だよ。白浜だけじゃないよという話ですけど。
担当者	そうですね、はい。
8 番委員	分かりました。じゃあね、4 か所とその特別な理由は海が見えると。
担当者	はい。
8 番委員	海を利用するということなんですか？キャンプは。
担当者	発想はお客様が海で来られるような場所がいいなと思って。
8 番委員	分かりました。じゃあね、次。シャワー、トイレ、ゴミ処理計画、それから火気の使用等はどうなりますか？
担当者	シャワー、トイレは移動式のトレーラーハウスを改造した車を設置する計画です。火気の使用は...
8 番委員	許可されるんですか？キャンプで来た人に許可されるんですか？
担当者	バーベキュー程度の火気は検討しています。
8 番委員	バーベキューの器具を使ってと言う話？
担当者	器具ですかね。はい。
8 番委員	その地面にね、なんて言うの、いろりて言うの？焼く場所を例えば石とかそういうのを作って地面に火を起こすとかさ、そういうのも許可するわけ？
担当者	そこは検討していないですね。
8 番委員	それは検討していないというか許可しないわけ？
担当者	許可しないです。
8 番委員	ゴミ処理はどうするの？
担当者	ゴミ処理は管理人を〇〇さんに選定しておりまして計画していく予定です。
8 番委員	それが出た場合は、家庭ゴミじゃないでしょうね。
担当者	はい。
8 番委員	家庭ゴミじゃないということは、町の収集車が拾っていかないね。
担当者	はい。
8 番委員	それは会社にやるということだよ。
担当者	そうですね、はい。
8 番委員	分かりました。じゃあね、あとそのキャンプカーを置く駐車場の問題も出てくると思うんだけど。
担当者	はい。
8 番委員	食事した後の洗い場、それはどうされるんですか？
担当者	洗い場は基本的に紙皿等を使っていただいて...
8 番委員	いやだって、キャンプしてバーベキューを使うんでしょ？
担当者	はい。
8 番委員	それ紙皿だけでやれっていうわけ？お客さんに。
担当者	そうですね。

8 番委員	そんなのできないでしょ。そりゃキャンプに来とって。皿持って来るでしょ。持って来ないの？
担当者	今のキャンプて言うのは洗うんじゃないで拭くタイプの方になってきているので。
8 番委員	うん。いやいや。今はそうかもしれんけど、そういう人ばかりじゃないでしょと言う話なんですよ。
担当者	そこはキャンプに来られる方に最初の方で周知して、こちらの使い方とかルールとかマナーを知った上で使っていただいて徹底しますので。
8 番委員	その洗う食器とかね、箸とかね、スプーンフォークとか洗う場所はないの？
担当者	今のところは計画してないですね。
8 番委員	計画していない。
担当者	はい。
8 番委員	と言うことは、今のところはですか？計画しないの？どっちですか？
担当者	計画してないです。
8 番委員	しない。と言うことは洗い場というのは作らないのね。
担当者	そうですね。
8 番委員	そしたら生ゴミの処置とかさ、そういうのは出ないということ？
担当者	生ゴミは袋に入れていただいて、こちらで管理しますので。
8 番委員	じゃあ分かりました。あと管理棟はどうするの？
担当者	管理棟は工事現場にあるような物を用意しますので。
8 番委員	管理人がいるわけでしょ？必ずずっと 1 日。
担当者	近くに住んでいるので。
8 番委員	だってさ、夜とかね、出て行った後とか、出て行く前に確認とかしないとイケないでしょ？
担当者	はい。
8 番委員	しないと分からないでしょ。ゴミが出ているとか片づけとかね。そういうのちゃんとできるの？
担当者	そこを白浜在住の方に管理人として依頼していますので。はい。
8 番委員	じゃあとね、駐車場の作る具体的に説明してもらっていい？
担当者	はい。
8 番委員	このさ、畑をセメントで打っているの。
担当者	すいません。それはあくまで参考図でたんかんの木を植えてるためのイメージなので。
8 番委員	分かった。たんかんをね。
担当者	はい。
8 番委員	たんかんを植えるんだけど、たんかんは何本ぐらい植えられるの？
担当者	この敷地では 50 本ぐらい。
8 番委員	50 本？じゃそのたんかんはね、収穫が 2 月ですよ。キャンプはさ、普通ね 4 月から 9 月ぐらいですよ。
担当者	はい。
8 番委員	観光農地として成り立つの？

担当者	冬の奄美の、何て言うんですかね。今の観光業は夏とかしかメインなのですから。
8 番委員	はい。
担当者	冬に泊まっていて、その収穫を体験していただくというのをメインに考えているんですよ。
8 番委員	本当かいな。おい。 だって海で泳ぐとかさ、そういうこと言われたわけでしょ？冬、海で泳ぎます？島の人が。
担当者	奄美の冬のキャンプとしての楽しみ方を観光農園として使っていたらこうという、二面性を持たしています。
8 番委員	観光農園ね、たんかんの収穫が 2 月なのにな。
担当者	はい。
8 番委員	真冬にね、キャンプしに来ますか？
担当者	そうですね。奄美の冬で内地の冬に比べてあったかい...
8 番委員	いえいえだから、それはさ、お客さんは内地の人をあてにしてるの？
担当者	全域の方を対象にしています。
8 番委員	でしょ？内地の人が来たからと言ったってさ、大した人数じゃないと思いますよ。それはね、ちょっと私は観光農園の側面を持ったキャンプ場として利用するため位置付けしてますけどね、私はちょっと頭ひねりますね。これは。
担当者	他にも意見があるんですけど、そもそも耕作放棄地なわけですよ。
8 番委員	うん。
担当者	それを地主の方とどうにかして復活させようというのがテーマだったんですよ。
8 番委員	うん。
担当者	そこを、そのまま放っておいたら永遠と耕作放棄地なわけですよ。
8 番委員	それは行政が指導する話だから。それはね、行政が農用地区域内だから、
担当者	はい。
8 番委員	植えなさいという指導ができるんですよ。
担当者	はい。
8 番委員	それはだからしないといけないわけですよ。実際には原則はね、農用地区域というのは大原則基本にできないんですよ。だから私達はこういう執務をしているんですよ。それ理解していますよね。
担当者	はい。
8 番委員	農用地区域内は原則として変更できませんよ、と法律上でなっているんですよ。
担当者	はい。
8 番委員	そこら辺をね、考えてやらないと、とてもじゃないと変更というのは難しいじゃないの。今、私の個人的な意見ですよ。
担当者	はい。
8 番委員	分かりました。駐車場はね、具体的にどういう風になっているの？
担当者	具体的には碎石を引きます。
8 番委員	うん？
担当者	碎石。
8 番委員	じゃあそのたんかんを植えますよね。

担当者	はい。
8 番委員	たんかんの間に、この図からいったらね、これはたんかんていう意味？
担当者	そうです。
8 番委員	たんかんなりますていうこと？
担当者	3 本植えます。
8 番委員	3 本？そしたらさ、たんかんが大きくなったらさ、駐車場入ってくるの？
担当者	そのスペースは確保しています。
8 番委員	それ 50 本植えられるの？この畑に。
担当者	はい。
8 番委員	駐車場取ってね、キャンプを張ってね、そしてたんかんの木が大きくなってきてさ、車が入るの？て話だよ。
担当者	入ります。
8 番委員	入る？じゃあその木と木の間は何 m？
担当者	2m はあります。
8 番委員	2m って車が入るわけないだろ。
担当者	駐車場の立地ですか？
8 番委員	だから駐車場、たんかんを植えて、たんかんの間に車を駐車しますよていう話でしょ？
担当者	はい。
8 番委員	たんかんとたんかんの間に 2m ですって言うてるわけですよね？
担当者	私が言ったのは駐車場の間に植える予定で 2m で言っている意味です。その敷地は 7m になります。
8 番委員	その中に何本植えるの？その敷地の中に何本植えるんですか？
担当者	仕切りだけです。前には植えないです。後ろにも。
8 番委員	だから植え方だけでも、3 本どういう植えるの？長方形かなんか知らんけどもさ。
担当者	直線状です。駐車場の仕切りに。
8 番委員	だからね、そしたらね、これはまだ植えてすぐの 2,3 年とか 4,5 年ぐらいとかだったらまだいいよ。だけどたんかんの木が大きくなってきたらさ枝張るんですよ。
担当者	はい。
8 番委員	枝張る。私、とてもじゃないと駐車できると思いませんけどね。一番最初はできるでしょ。一番最初は。
担当者	駐車場の間隔は 7m おきます。
8 番委員	だからその中に、たんかんを植えるって言うてるんでしょ。
担当者	7m。
8 番委員	間にそこに 3 本たんかんを植えるて言うてるわけでしょ。3 本植えて 7m の中に植えると何 m 間隔になるんですか？
担当者	イメージしてくださいね。これが駐車場スペースとするじゃないですか。この間隔が 7m あるんですよ。
8 番委員	うーん。
担当者	この縦に 3 本植えるんですよ。
8 番委員	縦に 3 本て両脇にてね。それがさ、パーっと張ってきたらさ、車入るの？

担当者	そこは7m取っているの。
8番委員	いやたんかんがさ、たんかんの枝が何m張るって思ってるんですか？
担当者	僕、実家農家なので。たんかんの木がどれくらい大きくなるのか想定して7m取りました。
8番委員	うーん...みなさんどうですか、たんかん。7mの中に3本植えて。
2番委員	はい。あの一、借りてる貸す側と借りる側の了解は得てるんですか？
担当者	土地を？土地を貸す方が管理人していただきます。地主さんが。
2番委員	両方OKで、さらに瀬戸内町がダメって言ってるんですか。
8番委員	ダメって言ってるんじゃないよ。ダメって言っていないよ。今からそれを検討する話で今、質問しているわけですから。
2番委員	そうですね。両方OKだからいいんじゃないと思って。ダメなんですか？
9番委員	簡単じゃないよ。
8番委員	そんな簡単なもんじゃないよ。原則ね、農用地区域内は、変更ダメなんですよ。5要件があってね、5要件あるわけ。変更するために5要件。それを全部クリアしないとできないんですよ。みなさん、法律、規則読んでないんですか。規則を。規則を読まんとな。農業振興事業整備に関する法律て言うのがあってね、この中で、原則ダメなんですよ。農用地区域内の変更ていうのは、それがあって5要件を完全に1つでもダメだったらダメなんですよ。その5つを全部クリアしないと私達もOKと言えないんですよ。私の考えよ。みなさんどうか知りませんよ。だから難しいから言ってるんですよ。質問して。この問題は。
担当者	はい。
8番委員	許可取ってだから、こっちで審議して話だから。審議しましょうて言う話。
9番委員	だから農業委員会があるわけですよ。
事務局	すいません。
8番委員	法律に基づいて考えないと、瀬戸内町の農業委員会は何考えてるので言われるんですよ。これは。それから鹿児島県から。しっかりと審議しないと、簡単にできないと思いますよ。これ。じゃあそれでね、農作物とたんかんのね、時期。人を呼んで、海を利用して水泳をさせますというのを。
担当者	はい。
8番委員	それは分かりました。みなさんがどう考えるか、実際にできるかできないかね、あとね、西側になるのかな？527番地？528番地かな？
担当者	527番地です。はい。
8番委員	527番地ね。ここの方の同意は？
担当者	得ています。
8番委員	得ているの。同意書は？
担当者	同意書はまだもらってないです。
8番委員	それはもらわないとダメだね。
担当者	準備します。
8番委員	もらって、同意書をこちらに出してもらって、しないと、口約束だけでは私はダメだと思う。
担当者	分かりました。



8 番委員	そのね境目にね、527 番地の境目に隣りの隣接に対してね、支障にならないような処置はどういう処置にしますか？
担当者	側溝はなっているので。
8 番委員	うん。
担当者	それ以上取り入れることはないですし。
8 番委員	うん。取り入れることはないと言うのは、あなた達のね、考え方ですよ。
担当者	はい。
8 番委員	だけど、お客さんは分かりませんよ。
担当者	そういうのを、あの何て言うんですかね。キャンプ場の...
8 番委員	物理的な処置をしないと、話だけいったってダメじゃないのて言う話。物理的な処置をしないと、この隣の土地にね、支障をきたさないような物理的な処置をしないと、ダメじゃないですかと言ってる話です。
担当者	柵。柵を設けて、侵入しないように。
8 番委員	分かりました。それだったらいいですよ。柵をちゃんと設けてね、子供さん達が隣の畑に入らないとかね、言う話ですよ。じゃあその、私の質問はそれだけですけどね。みなさん、質問あったらどうぞ。
議長	他に質疑ありませんか。
1 番委員	はい。
議長	はい。里山さんから。
1 番委員	いいですか？座ってていいですか？
議長	立って。
1 番委員	はい。えっと一応これって農地じゃなくなるってことになるんですよ。農家じゃなくて、一応観光業で使われるてことだと、そのたんかんを、素朴な疑問で農家ではないので、実費でたんかんを自分達で購入されるていうことでよろしいですか？
担当者	そうです。
1 番委員	たんかん農家だと多分苗木に対して助成金みたいなのがあると思うんですけど。これはあくまでも観光業ですので、苗木に対して助成金はなしで、実費でという解釈でよろしいですか？
担当者	はい。
1 番委員	また素朴な疑問で、海沿いてたんかんは育つものですか？たんかんて山沿いに生えてるイメージがあるんですけど。そちらについてはお願いします。
担当者	本当は管理者の〇〇さんのご意見がありまして、海沿いでも白浜はたんかんは作れると、ミネラルがあるほうが味がよくなるということで問題ないということでお答えいたします。
1 番委員	ありがとうございます。
議長	よろしいですか？
1 番委員	はい、いいです。
議長	他に質疑はありませんか。
9 番委員	はい。
議長	はい、岡野委員。

9 番委員	農業委員会は農地を守るためにありますので、あなたにはきついことを言うかも分かりませんが、それとあそこは基盤整備した所ですよ？
事務局	農用地区域内。
9 番委員	あそこは1回でも農業されたことあるんですかね？僕はあの〇〇〇〇さんよく知ってますけど。
担当者	はい。
9 番委員	年がだいたい同じですから。
担当者	はい。
9 番委員	それであの、この写真を見たらね、海沿いにこうして横に出る、この間見た土地は海から山にこう長くなってきましたけど、これどういうことですかね？
担当者	ごめんなさい。これはあくまで参考。
9 番委員	参考？あくまで参考？
担当者	はい。イメージ図がその木が植えたりするイメージを持っていただけたいなと思って。はい。
9 番委員	だから農業委員会はその勝手に農地を転用したりできないためにこういった農業委員会があるんですよ。
担当者	はい。
9 番委員	それで、みかんなんかも先ほど言われましたけど里山さんが。海の近くにはだいたいみかんの木は植えないですよ。潮風がね、ちょっとダメだと僕も聞いてますけど。僕の気持ちとしてはね、あれなんです。昔みたいに農業をみんなでやっていくような時代じゃないから、どんどん遊休農地とか増えていくんですよ。今、増えてます。だから個人の考えですよ。だからこう言った有効にこう使ってもいいじゃないかと思ったりしてますけど、ここは基盤整備をしたとこで、農業もやられてない、要するにただで農地を基盤整備してもらってね、そのまま要するにほったらかしたというですよ。この今の写真は、この道路はこのアスファルトの道路になるんですか？それも参考？
担当者	それも参考で、碎石ですね。石です。
9 番委員	うーん。分かりました。質問終わります。
議長	他に質疑ありませんか。はい、森委員。
7 番委員	この事業は、瀬戸内町以外でもやられているんですか？瀬戸内町以外でも。瀬戸内町だけですか？
担当者	瀬戸内町以外で龍郷の戸口、住用の内海公園、
7 番委員	ああ、そうですか。そこらへの許可は？
担当者	龍郷は許可取って、そこは農地じゃないので、テントを張ってます。住用は今、許可申請中です。
7 番委員	それであの、たんかん農園をと考えていますが、この実際見て、たんかんもうちらも植えていますけど結構難しい果樹で、こういった場合、誰か担当者とか技術者は決まっていますか？
担当者	担当者は〇〇さん。はい。
7 番委員	そうですか。はい、分かりました。
議長	質疑がないようですので、これより採決を行います。

8 番委員	議長。
議長	はい、碩委員。
8 番委員	質疑はないけど、私の質問した内容で。担当者に質問した内容で。
議長	はい、はい。
8 番委員	<p>質問した内容をお聞きしたと思うんですが、私の個人の考えとしてはね、本当に具体的に大丈夫かなって感想を受けております。私自身はね。それで、奄振除外の 5 要件。これは農振法第 13 条第 2 項に第 1 号要件から第 5 項要件まであります。みなさん、法律読んで理解されてると思うんですけども、私のほうでちょっと読んでみたいと思います。</p> <p>原則農用地区域は、市町村の今後農業の利用のはこるべきとして定められた区域であります。非農業的土地が制限されて、原則として農地転用はできません。</p> <p>ということは、キャンプ場としても難しいですよという話です。この法律上。</p> <p>1 号要件、変更に係る土地を農用地等以外の用途に許すことが必要かつ妥当で適当であって農用地以外に代替する土地がないと認められること、必要性和代替性があるのかと言うこと。必要性ね。キャンプ地として必要性がありますか？と。他にここ以外に代替性がないですか？と言う話です。土地が。</p> <p>その除外、その中ですね、除外予定地がその除外理由である事業、または居住等の目的から見て必要最小限の面積であるか。</p> <p>規模の妥当性、規模の妥当性は大丈夫だと思いますけど、一般住宅が 500 m<sup>2</sup>ですか、それから農家住宅が 1,000 m<sup>2</sup>だそうです。だからこれは、キャンプ場ですから、まあどれだけの面積かちょっと分かりませんが、載ってなかったですね。除外後、ただちに農用地以外等に利用する緊急性がありますか？キャンプ場としてするための観光農園プラスね、キャンプ場としての緊急性がありますか？ということです。</p> <p>農用地区域外の土地について選定、検討したが、選定できない明確な理由がありますか？私が質問した内容ですね、これ。交渉理由の全てについて検討したが、また新たな土地取得は不可能か。本人、その土地の所有者は、全て検討した新たな土地の取得はできませんということでしょう。</p> <p>農業振興整備計画の達成に支障がないのか。2 号要件、農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地利用上の効率、総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないと認めること。農用地を裁断することのない農用地区域の収益または集落。農用地の裁断で、これも裁断してますからね。半分に割ってますから。真ん中を。これ当てはまらない。OK を出せないということ。</p> <p>効率的な農作業を行うために必要な農地の連帯性に影響がないか。これは農地法拡大して相互に融合して農作業ができますかてことです。</p> <p>除外が土地利用のスプロール化、混在化を招くことがないか。スプロール化で無秩序に無計画に広がることです。混在化、いろんな農地区域内と区域外とかが混在しませんか？ということです。これは除外したら混在します。</p> <p>あと日照、通風、及び雨水、汚水等の放流により農業への支障がないか。これは隣の土地に対してやっぱりこういうのを考えないといかんということですよ。</p> <p>3 号要件、効率的、安定的な農業経営に対して、農用地の利用の集積に支障を及ぼす毀損のないこと。農用地利用の集積ていうのは、小さな土地をあちこちから借りて、隣の土地を借りて、私に貸してください、集積、大きな土地にしましようということ</p>

	<p>ですね。利用集積。これは私達が今、いろんなことをやっていますよね。農業委員会として。農業委員として。そういうのに支障を及ぼすのではないかということです。</p> <p>あと4号要件、農用地ごめんください。さっきのにね付け加えて、これは、経営規模を農地の所有者と農地の買い手、経営基盤を拡大したいという農業者の間に入って農地の貸し借りをする制度でございます。これは農業委員としてもこれをやりなさいで言われてますね。私達は、4号要件、農用秩序の保全、または利用上必要な施設の機能に支障を及ぼす恐れがないか。ため池、防風林、かんがい排水施設、農道等の機能に支障を及ぼす恐れがないですか？そこらへん、車でバンバンバンバン通ってもらったら困っちゃうわけですよ。これ。</p> <p>5号要件、土地基盤整備事業完了した年度の翌年度から起算して8年経過したか。これは8年以上経過してるそうです。これはクリアしております。この規則は農業振興整備に関する法律、第13条に全部載ってます。この5項要件をみんな満たさないと、農用地区域内を変更することはできませんよ、ということなんです。あとはみなさんどう考えるかですよ。基本的にはこれは当てはまってないですけど全部クリアしてないですからね。だから、どうしてもこの農用地区域外に変更しようと思ったら、5年ごとに市町村が行う基礎調査によって変更すべきであろうと私は思ってます。この一帯はね、全部ね。いろんなのがありますから。第12条に市町村はその区域内にある農業振興地域について、概ね5年ごとに農業振興地域整備計画に関する基礎調査として、農林水産省令で定められているところにより、農用地との面積、土地利用、農業就業人口の現規模、人口規模、農業生産、その他農林水産省令で定める以下に関する現況、将来の見通しについて調査を行うものとする。となっております。これで、こういう項目で調べて、調査をして、行政がね、市町村が調べて。どうしてもこれは農用地区域から外したほうがいいという市町村が検討して、そして県に上げて、県知事が変更許可を出すものです。だからこれを、私はどうしてもやるんだったら、この項目によってやるべきじゃないかな。私、農業委員会は軽々しくねOKですよとかできるものじゃないかと。高度な政治的な配慮があるんじゃないかなと思いますよ。税金が入ってるんですから。我々税金が。そこを考えていただきたい。私は基本的には反対です。以上です。</p> <p>5項目に全部クリアしてないんですもの。以上です。</p>
議長	他に。審委員。
3番委員	ここは非農地ですか？
事務局	今回の件はですね、農用地区域からの除外ということで非農地ではありません。いいですか？
3番委員	第一段階でまたそのあと。
事務局	えーっとですね。これ畑なので、転用申請も上がってきてるんですよ。転用する前にですね、農用地から除外をしないと転用ができないということになりますので、最初農業委員会としては農用地の除外ができるかできないかという町当局の意見を返さないといけないです。その意見を今、求めているところです。それがあって、今回も出していますが、同時進行で進めてくださいということで言われてますので、今回5条の申請も議題として上げております。
3番委員	議長。
議長	碩委員。

3 番委員	<p>すいません。農用地区域内はですね、非農地にはできないんですよ。原木とか大きな木が生えとつても。これはこっちに載ってますから。農用地区域内ていうのは相当なレベルが高いってことなんですよ。大きな木が生えても、とても見た目じゃないと農地にできないってあっても、非農地にはできない。これは押さえとってください。以上です。</p>
議長	<p>今、碩委員がおっしゃった通り、前回は農用地区域内で非農地が上がってきましたけども、これは却下されておりますので、基本的に瀬戸内町は今、言ったように農用地区域内は非農地にできないという形にはなってます。</p> <p>他に質疑ありませんか。</p>
9 番委員	はい。
議長	はい、岡野委員。
9 番委員	あのこれ前の資料ですね、現地を見た資料であの、借りるってということですよ？〇〇さんから。それから無期限でなりましたが、うーんちょっと信用できんちよね。それだけです。
議長	確かに、これが通ったら永久という形で、次の段階になりますので、これはとりあえず、農用地の用途変更にみなさんがどういう意見があるかということ。
9 番委員	議長。
議長	はい、岡野委員。
9 番委員	それとね、この2枚もらった、やっぱし現地に合わせたような写真を、参考図面をちょっと見たかったな。はい。これ護岸もないがね。壊すのかね。
議長	この写真はあくまでもイメージです。現地じゃありませんので。
8 番委員	駐車場の話したがね。
議長	あくまでもイメージで。こういう感じで、作りますという。
9 番委員	イメージだったらもう、どんな写真でも作ってきたっていいんだから。
議長	<p>あくまでもイメージです。他に質疑ありませんか。</p> <p>質疑ないようです。採決に行ってもいいですか？みなさん。心の準備はできてますか？今、碩委員からもいろいろ説明していただきましたので、農用地区域とはこういうものであると。それもありませんが、どういうふうにして用途の変更の申請も可能ではあると、ということです。こういう議題が上がってきてあります。質疑もないようですので、これより採決を行います。議案第25号について、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p><b>【挙手少数】</b></p> <p>1人。賛成少数と認めます。議案第25号は否決されました。</p> <p>次に日程4の議案第26号、農地法第3条の規定による許可についてを議題とします。まず、26号1の調査報告を調査員から説明を求めます。調査員は徳推進委員と峯委員が行っております。報告を徳推進委員お願いします。</p>
徳推進委員	<p>お疲れ様です。それでは議案第26号1、農地法第3条の規定による許可についてを説明いたします。調査員は事務局から堀江さんと峯委員、私と3人で行きました。</p> <p>土地の表示</p> <p>①「瀬戸内町大字秋徳字井口 599 番」、田、495 m<sup>2</sup></p> <p>②「瀬戸内町大字秋徳字小勝 978 番」、田、39 m<sup>2</sup>      合計 2 筆 534 m<sup>2</sup></p> <p>対価は贈与であります。</p>

	<p>譲渡人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏          譲受人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 理由は受贈であります。以下お目通しの上、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>調査説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  <b>【質疑なし】</b>の音が聞こえる</p> <p>質疑ないようですので、これより採決を行います。議案第26号1について賛成の方は挙手をお願いします。  <b>【全員挙手】</b>          賛成多数と認めます。議案第26号1は可決されました。</p> <p>次に、26号2の調査報告を調査員から説明をお願いします。調査員は永井委員と私で行いました。永井委員お願いいたします。</p>
10番委員	<p>はい、10番。議案第26号2、農地法第3条の規定による許可について。調査員は私と吉見委員、事務局から1人堀江さんが来ました。</p> <p>土地の表示</p> <p>①「瀬戸内町大字古志字山田487番」、田、13㎡          ②「瀬戸内町大字古志字上口535番」、田、251㎡          ③「瀬戸内町大字古志字本釜ノ一839番2」、畑、19㎡          ④「瀬戸内町大字古志字緑1009番」、畑、128㎡ 合計4筆で411㎡です。</p> <p>対価は0です。</p> <p>譲渡人：大阪府寝屋川市〇〇〇〇番〇号 〇〇〇〇氏          譲受人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 受贈です。          下の方をお目通しお願いいたします。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか？碩委員。</p>
8番委員	<p>確認ですけども、贈与の場合には20aはなくなったんだよね。</p>
事務局	<p>なくなった。</p>
8番委員	<p>了解。いいです、はい。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。  <b>【質疑なし】</b>の音が聞こえる</p> <p>質疑ないようですので、これより採決を行います。議案第26号2について、賛成の方は挙手願います。  <b>【全員挙手】</b>          賛成多数です。議案第26号2は可決いたしました。</p> <p>次に、26号3の調査報告を永井委員より説明を求めます。</p>
10番委員	<p>はい、10番。議案第26号3、農地法第3条の規定による許可について。調査員は私と吉見委員と事務局から堀江さんが来ました。</p> <p>土地の表示</p> <p>①「瀬戸内町大字古志字山田500番1」、畑、1,674㎡          ②「瀬戸内町大字古志字山田500番2」、畑、208㎡          ③「瀬戸内町大字古志字山田500番4」、畑、106㎡          ④「瀬戸内町大字古志字山田502番1」、畑、870㎡</p>

	<p>⑤「瀬戸内町大字古志字山田 502 番 3」、畑、152 m<sup>2</sup> 合計 5 筆で 3,010 m<sup>2</sup>です。対価は 0 です。</p> <p>譲渡人：大阪府寝屋川市〇〇〇〇番〇号 〇〇〇〇氏</p> <p>譲受人：奄美市名瀬〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 受贈です。</p> <p>あと下の方はお目通しお願いいたします。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>【質疑なし】の声が聞こえる</p>
	<p>質疑ないようですので、これより採決を行います。議案第 26 号 3 について、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>賛成多数です。議案第 26 号 3 は可決いたしました。</p>
	<p>次に、26 号 4 の調査報告を調査員から説明をお願いします。碩委員。</p>
8 番委員	<p>議案第 26 号 4、農地法第 3 条の規定による許可についてのご報告をいたします。調査員は私と平推進委員と事務局から堀江さんの 3 名で行って来ました。</p> <p>土地の表示</p> <p>①「瀬戸内町大字阿木名字古仁屋又 386 番 2」、畑、514 m<sup>2</sup></p> <p>②「瀬戸内町大字阿木名字古仁屋又 386 番 3」、畑、659 m<sup>2</sup> 合計 2 筆 1,173 m<sup>2</sup>でございます。対価は贈与でありますので 0 円です。</p> <p>譲渡人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 理由は贈与。</p> <p>譲受人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 理由は受贈でございます。現地確認した結果ですね、この畑についてはバナナか、バナナを植えたそうですけど、風でやられて 4,5 本残ってはありました。あとは何を作りますか？て確認したら、たんかんを植えますと。いうことでしたので特に問題ないのかなと。いう風に思っています。以上です。</p>
議長	<p>調査報告は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。</p> <p>【質疑なし】の声が聞こえる</p>
	<p>質疑ないようですので、これより採決を行います。議案第 26 号 4 について、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>賛成多数と認めます。議案第 26 号 4 は原案通り可決いたしました。</p>
	<p>次の日程 5、議案第 27 号は先ほどの用地変更の議案が可決されたらこれを出すとということになっておりましたので、否決されましたので、これは今日の審議はございません。</p> <p>次に、日程 6 の議案第 28 号、農業経営基盤強化促進法による利用権設定についてを議題とし、事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 28 号、農業経営基盤強化促進法による利用権設定について説明いたします。資料の 18 ページから 21 ページでご説明いたします。まず 18 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積の利用権設定について、公告日を令和 5 年 10 月 25 日を予定しております。内容につきましては、畑 1 件の 4 筆で、貸し手 1 人、借り手 1 人、合計面積 2,419 m<sup>2</sup>となっております。内容の詳細については 19、20 ページに計画総括表として記載していますので、後ほどご覧ください。それでは個々にご説明いたします。資料の 21 ページをご覧ください。</p>

	<p>整理番号 25 農地の所在地「大字嘉鉄字城田 498 番」、現況地目「畑」、332 m<sup>2</sup>。「大字嘉鉄字城田 542 番」、現況地目「畑」、360 m<sup>2</sup>。「大字嘉鉄字城田 913 番 1」、現況地目「畑」、240 m<sup>2</sup>。「大字嘉鉄字下山田 829 番」、現況地目「畑」、1,487 m<sup>2</sup>。合計 4 筆 2,419 m<sup>2</sup>。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物は果樹で新規によるものです。存続期間は 40 年間となっております。</p> <p>以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各条件を満たしておりますと考えます。ご審議くださるようお願いいたします。</p>
議長	事務局からの説明は終わりました。この件について質疑ございませんか。
8 番委員	はい。
議長	碩委員。
8 番委員	えーっと、利用権の存続期間ね。40 年であるけど。本人はさ、57 歳ですよ。大丈夫なんですかね。97 になるんだけど。
事務局	今現在、人生 100 年て言われてるものですから、大丈夫です。
9 番委員	2 人は義理の息子と義理の母。
事務局	<p>確かに私も 40 年ていいのかなと思いましたがけども。事務局から人生 100 年と言っておりますので、本人同士がよければいいのかなと思います。</p> <p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【質疑なし】の音が聞こえる</p>
	<p>質疑ないようですので、これより採決を行います。議案第 28 号について、賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>賛成多数と認めます。議案第 28 号は可決されました。</p>
	次に、日程 7 の議案第 29 号、瀬戸内町農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想の変更に係る意見についてを議題とし、事務局から説明を求めます。
事務局	<p>瀬戸内町農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想の変更に係る意見ということで町当局の方から意見を求められています。別紙で総会の資料と一緒にあると思うんですけど、この資料ですね。送られてみなさん目を通されていると思います。これはですね、県のですね、基本構想の変更が行いましたので、各市町村も変更をしなければいけないことになっております。それである、主な変更内容にしましては農家を担う者の確保及び育成に関する事項。旧農業経営基盤強化促進法の利用権の促進事業の取り扱い。ちなみに農業経営基盤強化促進事業の事項とあるように、変更された部分は赤字で印刷されていると思います。それである町当局に意見を返さないといけないので、みなさんの何か追加事項等がありましたら、発言してもらいたいと思っております。基本的にあのこれ令和 3 年に...</p>
9 番委員	何ページですか？
事務局	何ページ？これこれこれ。この中身です。この中身。みなさん、ある程度目を通したと思っているんですけど、変更された部分は赤字で印刷されていると思います。はい。これはあの令和 3 年に 1 回更新しているんですけど、県の変更に伴って町の方も変更しなければいけないということで変更しておりますので、よろしくお願いたします。
議長	はい、碩委員。



8 番委員	1 ページのね、3。3 項のね、下から 4 行目か。「農業を主業とする農業従事者一人あたりの年間農業所得を 280 万円程度、年間労働時間 2,000 時間程度の水準を実現し」て書いてあるけど、農業従事者が 2 人なら 560 万てこと？
事務局	これはあの、今、認定農業者。認定されているんですけど。年間所要時間を 2,000 時間以内、所得を 280 万ということです。
8 番委員	だから認定農業従事者が 1 人てこと？
事務局	1 人、1 人。
8 番委員	例えば奥さんと 2 人だったら 560 万？
事務局	2 人ではなく 1 人ていうこと。農業者が 280 万を目標に頑張らましようということですよ。
8 番委員	いやだから、俺が言ってるのは農業従事者 1 人て書いてあるからよ。
事務局	世帯ではないです。1 人です。
8 番委員	1 人？農業従事者が 2 人なら 3 人なら 3 倍？それを目標にしないかと？無理でしょ。
事務局	県がそれを目標に頑張らましよう、ということです。
8 番委員	了解、分かったよ。それともう 1 つね、3 ページ。3 ページの (2) も一緒。「主たる従事者一人あたりの年間農業所得 140 万円程度目標とする」と書いてあるね。従事者一人あたりだからね、言葉としては。
事務局	これはですね、新規就農者。
8 番委員	夫婦だったらどうなるの？
事務局	県がこういう形で書いてあるんですよ。はい。
8 番委員	俺は言葉としておかしいと思うんだけどな。
事務局	県の方も 2,000 時間、140 万なり 280 万。前は 480 万だったんですけどね。最初作った時は。それちょっとあんまり大きいでしょうということで 280 万に下げているということです。あくまで目標なので、根詰めるわけではないですよ。そうなってくれたらありがたいですけど。
8 番委員	あともう 1 つね、分かんないのが。農業委員会に何を求めているのかというの？これ。
事務局	これは農地の集約化です。
8 番委員	文章をね、見て、どこかおかしいところがあれば直せていうのは分かる、それは。だけどこれに対して、あの農業委員に渡したの基本構想。これは農業委員会として、何をすべきなの？何をせえって書いてあるの？て話。そこを我々の役割がちょっと明確にしてるのここなんだよな。2 ページの。
事務局	これはあの基本構想、農業経営基盤強化促進法に絡んでいる話なんで。要は農地の集約化ですね。農業委員会として。
8 番委員	うん、だからそれは 2 ページのさ、上から何行目け？赤字の下から 3 行目？「農業委員会を核として農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める」これ今やっている話ですよ？やれって？これをやってくれって話？
事務局	はい。
8 番委員	読んだ感じここしか載っていないんだよね。農業委員会の話は。

事務局	あと農地中間管理機構。最終的にはあの農地バンクが主になってきますので、経営基盤強化促進法がなくなってきます。貸し借りが。
8 番委員	そこ農地バンクとの農業委員との連携？どうするの。
事務局	それは連携は取っていかないといけないですね。
8 番委員	連携取るっちゃうの？その誰が農業委員ひとりひとりが農地バンクとやるって話なの？どういう話？
事務局	違いますよ。あの要は意向調査ありますよね。それは完全に。最適化推進委員の中でも言われているように、意向調査して。貸しますよ、そういう意向調査。遊休地はちゃんと守ってくださいという話です。だからそれが農業委員会の仕事だと思っております。で、あの借りたい貸したい人を把握することが大事だと思っておりますので、それで借りたい人に農地を集約していく形が農業委員会の仕事だと思っております。それを借りたい人が、この土地は空いてます、貸しますよと所有者に言ってますことで、農地バンクの方で報告する形になってます。
8 番委員	分かりました。結論としては、今までやってた通りにやってくれて話でいいわけ？考え方は。今まで通りやってることをそのまま引き続いてやってくれて話？
事務局	ですね。
8 番委員	そういう話？
事務局	今のところは。
8 番委員	分かりました。以上です。
議長	他に意見はございませんか？他に意見がないようですので、瀬戸内町農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想については、意見なしとして事務局に一任いたします。
8 番委員	いいですか？
議長	碩委員。
8 番委員	あの、10 ページ (2)。
議長	さっきのやつですか？
8 番委員	うんうんうんうん。座っていいかな。えーっと (2) ね、「町が主体的に行う取組」瀬戸内町農業委員会等で構成する「瀬戸内町新規就農・担い手育成支援チーム会を開催し」て書いてあるけど今、開催してるの？今からやるってこと？
事務局	今やってます。
8 番委員	やってる？
事務局	今、農政サイドと農業委員会が入って、担い手の育成の協議をやってます。毎月。月 1 回。
8 番委員	我々は？
事務局	いやいや、農業委員じゃなくて農業委員会がやってます。事務局が。
8 番委員	農業委員は関係ないてこと？
事務局	農業委員会の次長と、農政の方と県の関係ですね。
8 番委員	やってるってこと？うーん、了解。分かりました、はい。
議長	よろしいですか？次に報告第 15 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について事務局から説明をお願いします。
事務局	はい。報告第 15 号 1、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

	<p>土地の表示</p> <p>①「瀬戸内町大字節子字アンキヤ 27 番 1」、畑、323 m<sup>2</sup></p> <p>②「瀬戸内町大字節子字アンキヤ 27 番 2」、畑、1,165 m<sup>2</sup></p> <p>③「瀬戸内町大字節子字上アンキヤ 95 番」、畑、453 m<sup>2</sup></p> <p>④「瀬戸内町大字節子字宮山 377 番」、畑、59 m<sup>2</sup>                      合計 4 筆 2,000 m<sup>2</sup></p> <p>権利を取得した者：東京都板橋区〇〇〇〇丁目〇番〇号    〇〇〇〇氏</p> <p>権利を取得した日：令和 4 年 4 月 9 日</p> <p>権利を取得した事由：相続</p> <p>取得した権利の種類及び内容：種類（所有権）</p> <p>農業委員会によるあっせん等の希望の有無：希望しない</p> <p>届出の年月日：令和 5 年 9 月 7 日</p> <p>同じく、報告第 15 号 2</p> <p>土地の表示</p> <p>①「瀬戸内町大字諸数字深浦 438 番 1」、田、203 m<sup>2</sup></p> <p>②「瀬戸内町大字諸数字深浦 439 番」、田、66 m<sup>2</sup></p> <p>③「瀬戸内町大字諸数字深浦 440 番」、田、109 m<sup>2</sup></p> <p>④「瀬戸内町大字諸数字深浦 461 番」、畑、204 m<sup>2</sup></p> <p>⑤「瀬戸内町大字諸数字深浦 464 番」、畑、433 m<sup>2</sup></p> <p>⑥「瀬戸内町大字諸数字深浦 473 番」、畑、145 m<sup>2</sup></p> <p>⑦「瀬戸内町大字諸数字深浦 484 番」、畑、1,282 m<sup>2</sup>                      合計 7 筆 2,442 m<sup>2</sup></p> <p>権利を取得した者：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地    〇〇〇〇氏</p> <p>権利を取得した日：令和 3 年 10 月 5 日</p> <p>権利を取得した事由：相続</p> <p>取得した権利の種類及び内容：種類（所有権）</p> <p>農業委員会によるあっせん等の希望の有無：希望する</p> <p>届出の年月日：令和 5 年 9 月 28 日    以上です。</p>
事務局	報告については、以上で終了します。
議長	<p>次に、日程 8 の協議会に移りたいと思います。事務局から。</p> <p>協議会</p> <p>(1) 行事予定について</p> <p>(2) その他</p>
事務局	<p>以上を持ちまして、第 10 回農業委員会総会を終わります。</p> <p>一同 礼</p>

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

令和 5 年 10 月 18 日

署名委員

署名委員